

大阪広域環境施設組合規則第9号

大阪広域環境施設組合職員倫理規則の一部を改正する規則

大阪広域環境施設組合職員倫理規則（平成27年規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分に改める。

改正後	改正前
<p>(遵守事項)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 条例第7条第2項の服務規律の確保及び市民の疑惑や不信を招くような行為の防止のために職員が遵守すべき事項は、次に掲げる事項及び次条の規定により行ってはならないとされた行為を行わないこととする。</p> <p>(1) 本組合が保有する情報の取扱いは、職務上知り得た秘密を漏らさないとともに、個人情報（<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項</u>に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護に最大限に配慮して、職務上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的で個人情報を収集し、若しくは利用しない等、法令等（法律及び法律に基づく命令並びに条例及び規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程、その他の地方公共団体の長以外の機関の定める規則その他の規程を含む。）をいう。以下同じ。）の定めに従い適正に行うこと</p>	<p>(遵守事項)</p> <p>第2条 [同左]</p> <p>2 [同左]</p> <p>(1) 本組合が保有する情報の取扱いは、職務上知り得た秘密を漏らさないとともに、個人情報（<u>大阪広域環境施設組合個人情報保護条例（平成27年条例第9号）第2条第2号</u>に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護に最大限に配慮して、職務上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的で個人情報を収集し、若しくは利用しない等、法令等（法律及び法律に基づく命令並びに条例及び規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程、その他の地方公共団体の長以外の機関の定める規則その他の規程を含む。）をいう。以下同じ。）の定めに従い適正に行うこと</p>

[(2)~(14) 略]	[(2)~(14) 同左]
備考 表中の[]の記載は注記である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。